

横須賀市公共交通燃料価格高騰対策補助金交付要綱

(総則)

第1条 横須賀市公共交通燃料価格高騰対策補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）

第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。

(2) タクシー事業者 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（福祉輸送事業限定の事業者を除く。）をいう。

(目的)

第3条 燃料価格高騰の影響を受けている公共交通事業者に対し、令和5年10月から令和6年3月までの間（以下「補助対象期間」という。）の燃料費の一部を補助することにより、公共交通の運行を維持するとともに地域住民の移動手段を確保することを目的とする。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たすバス事業者及びタクシー事業者（以下「事業者」という。）とする。ただし、同一の事業者からの申請は、1回限りとする。

(1) 横須賀市内に営業所があり、横須賀市内を営業区域としている者。

(2) 事業者が法人である場合にあつては、横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び当該法人の役員が同条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(3) 事業者が個人である場合にあつては、横須賀市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(4) 原則として補助対象期間に営業を継続していること。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じて、当該各号に定める額を上限とする。

(1) バス事業者 市内の営業所で保有する事業用車両の数に50,000円を乗じて得た額

(2) タクシー事業者 市内の営業所で保有する事業用車両の数に15,000円を乗じて得た額

2 前項の事業用車両は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 軽油、ガソリン、LPガス等の化石燃料を使用していること。

(2) 休車していないこと。

3 第1項の規定により補助金の額を算定する場合において、補助対象期間に営業していない期間が存するときは、当該額から営業していない期間に応じて割り引いた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(申請書の添付書類)

第6条 規則第4条第3号に規定するその他の参考となる書類は、次に掲げるものとし、同条第1号及び第2号に規定する書類は省略するものとする。

(1) 営業所ごとの保有車両数が確認できる書類（事業者が法人の場合に限る。）

(2) 事業者が法人の場合にあっては、当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別を記載した一覧表（役員に変更があった場合に限る。）

(3) 自動車検査証の写し（事業者が個人の場合に限る。）

(書類等の保管)

第7条 規則第8条に規定する書類及び帳簿等は、当該補助事業の完了した市の会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項の規定によりこの要綱の規定がその効力を失う場合において、その失効前に規則第4条の規定による申請をした者については、その失効後も、なお従前の例による。